

## 造幣局敷地（一部）の土壤汚染調査の結果について

独立行政法人造幣局は、自動車車庫の周辺敷地について、土壤汚染対策法に基づく自主調査を実施したところ、土壤汚染対策法の指定基準値を超える有害物質が検出されました。調査結果につきましては、平成31年2月4日に大阪市に土壤汚染調査結果と合わせて「指定の申請書」の提出を行い、このたび、大阪市から、汚染が確認された範囲について「形質変更時要届出区域（一般管理区域）」に指定を受けましたのでお知らせいたします。

### 1. 敷地の概要

実施場所 大阪市北区天満1丁目254番の一部（地番）

敷地面積 造幣局本局敷地 86,542.9 m<sup>2</sup>のうち調査対象地 8,725.4 m<sup>2</sup>

土地履歴（土壤汚染が確認された自動車車庫周辺）

明治4年 洋人館

明治21年 銅貨鑄造工場

大正10年 伸銅場、骸炭（コークス）窯、倉庫

昭和20年 倉庫、車庫、木工場

昭和32年 木工場、油倉庫、板金室、木工室、給油施設

昭和39年 木工場、油倉庫、板金室、木工室、自動車車庫、給油施設

昭和46年 自動車車庫、材料庫、給油施設

昭和61年 自動車車庫、材料庫、不用品置場、給油施設

平成9年 自動車車庫、材料庫、給油施設

平成30年 自動車車庫、材料庫

北宿舎1・2号棟を含めた以西の敷地は、明治4年から現在まで宿舎敷地

### 2. 調査結果

基準値を超えた土壤中の特定有害物質の最大値を次表に示します。（汚染箇所は別紙参照）

特定有害物質の 種類	土壌・溶出量（mg / ）			土壌・含有量（mg / kg）			地下水（mg / ）			
	基準値	最大 測定値	倍率	基準値	最大 測定値	倍率	基準値	最大 測定値	倍率	
第2種 特定有 害物質	鉛	0.01 以下	0.081	8.1	150 以下	440	2.9	0.01 以下	定量 下限値 未満	定量 下限値 未満

### 3. 区域指定

平成31年3月26日に大阪市から、自動車車庫周辺敷地の汚染が確認された範囲について「形質変更時要届出区域（一般管理区域）」（ ）に指定されました。

( ) 参考 ( 大阪市ホームページ「大阪府の土壌汚染対策制度」より抜粋 )

健康被害 のおそれ	区域の名称		定義
あり	( 法 ) 要措置区域 ( 条例 ) 要措置管理区域		人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域
なし	( 法 ) 形質変更時 要届出区域	一般管理区域	特定有害物質により人為的に汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域
		自然由来特例区域	第 2 種特定有害物質 ( シアン化合物を除く ) による汚染状態が専ら自然的要因により指定基準に適合しない区域
		埋立地特例区域	昭和 52 年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋立て用材料により指定基準に適合しない土地の区域
		埋立地管理区域	公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、以下 または のいずれかに該当する区域 都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地の区域 と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域

4 . 今後の対策

将来、当該敷地の整備時 ( 時期未定 ) に、基準を超過した土壌を掘削して敷地外に搬出し、良質土で埋め戻しを行うなどの土壌汚染対策工事を法令に基づき適切に進めて行く予定です。

なお、現在、汚染個所の地表面は舗装で覆われていることから、造幣局来訪者の方々のほか、周辺住民の方々の生活環境への影響はございません。

5 . 本件に関する問合せ先

総務部契約・保有資産監理官      電話 06-6351-6887  
貨幣部施設課                              電話 06-6351-6354

(別紙)

